

施設基準院内掲示

令和7年6月現在

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
2. 当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に係る次の項目について届出をしています。

◎ 基本診療料

- ・療養病棟入院基本料（療養病棟入院料1）

入院患者 20 人に対し、1 人以上の看護職員を配置しています。看護職員の最小必要数の2割以上は看護師です。

また、入院患者 20 人に対し、1 人以上の看護補助者を配置しています。

※病棟に、時間帯ごとの配置を掲示しています。

- ・地域包括ケア入院医療管理料1（特定地域）

入院患者15人に対し、1人以上の看護職員を配置しています。看護職員の最小必要数の4割以上は看護師です。

- ・認知症ケア加算2、療養病棟療養環境加算1、診療録管理体制加算3、データ提出加算、入退院支援加算2

◎ 特掲診療料

- ・脳血管リハビリテーション料（Ⅲ）、運動器リハビリテーション料（Ⅲ）、CT及びMRI撮影、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、ニコチン依存症管理料、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料、別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院

◎ 食 事

- ・入院時食事療養（Ⅰ）

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

◎ そ の 他

- ・入院時生活療養（Ⅰ）（療養病棟）
- ・実費徴収しているもの

理美容代（税込）	1回	2,200円
証明書代（税別）	院内掲示	
差額室料（税別）個室（301号）	1日につき	5,000円
個室（302 303号）	1日につき	3,000円

医療法人社団
恵愛会

佐々木病院

施設基準病棟掲示

令和7年6月現在

1. 当院の療養病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と9人以上の看護補助者が勤務しています。看護職員の最小必要数の2割以上は看護師です。

当院の地域包括ケア病室では、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と7人の看護補助者が勤務しています。看護職員の最小必要数の4割以上は看護師です。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9時～夕方5時まで、看護職員1人当りの受持数は6人以内です。
看護補助者1人当りの受持数は20人以内です。

夕方5時～朝9時まで、看護職員1人当りの受持数は30人以内です。
看護補助者1人当りの受持数は60人以内です。